

社会福祉法人入間東部福祉会  
感染対策のための指針

当法人は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる障害福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、本指針を定めます。

1. 基本的な考え方（目的）

感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等を施設・事業所等における感染予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い障害福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、感染対策マニュアル・感染症業務継続計画（BCP）などのマニュアル・法人諸規則諸規程および社会的規範を遵守するとともに、当法人における適正な感染対策の取組みを実施します。

2. 感染予防・再発防止対策および集団感染事例発生時の適切な対応等の整備

（1）平常時の対策

「感染対策委員会」を設置・運営し、適正な感染予防・再発防止策等を整備する態勢の構築に取り組みます。

職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に、従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染対策指針」を整備します。また、「日常支援にかかる感染管理」として、以下の項目を定めます。

- ① 利用者の健康管理
- ② 職員の健康管理
- ③ 標準的な感染予防策
- ④ 衛生管理

職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員や委託業者を対象に年2回（通所事業所においては年1回）以上の「研修」（含む入職時）を定期的実施します。

平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全役職員を対象に年2回（通所事業所においては年1回）以上の「訓練」を定期的実施します。

感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し「指針の更新」を行ないます。

（2）発生時の対応

日常の業務に関して感染事例または感染おそれのある事例（以下「感染事例等」という。）が発生した場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画（BCP）に

従い、直ちに「発生状況の把握」に努めます。

感染事例等が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施します。

- ① 生活空間・動線の区分け（ゾーニング・コホーティング）
- ② 消毒
- ③ ケアの実施内容・実施方法の確認
- ④ 濃厚接触者への対応など

\*ゾーニング：汚染区域と清潔区域を区分けします。

\*コホーティング：感染者・濃厚接触者・それ以外のものに部屋を分けます。

感染事例等が発生後は、必要に応じて施設長など管理者と協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、以下の「医療機関や保健所、行政関係機関との連携」のためにすみやかに報告を行います。

感染事例等の発生後は、必要に応じて施設長などと協議の上、感染対策業務継続（BCP）等に則り、以下の「関係者への連絡」をすみやかに行います。

\*施設・事業所： 緊急連絡網によります

\*利用者家族： 緊急連絡網によります

以上